

令和3年1月15日

利用者様

高岡市民センター
[指定管理者：(株) ビケンテクノ]

「緊急事態宣言」発令に伴う市民センターの対応について

標記の件について、新型コロナウイルス感染拡大に伴う「緊急事態宣言」が兵庫県に発令されたことに伴い、市民センターの利用方法が下記の通り変更となります。ご利用の皆さまには、ご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力のほどよろしく願いいたします。

記

1 大ホール・貸室等の使用について

- ・1月18日（月）～2月7日（日）の間、20時以降は閉館とします。
- ・20時までの使用となった場合でも、利用時間短縮に伴う施設使用料の減額（一部返金）はありませんので、ご理解のうえ使用いただくようお願いいたします。

2 大ホール・貸室等使用の目安について

緊急事態措置実施期間中は、定員の半分以下の参加人数での利用をお願いします。

3 大ホール・貸室等の予約について

緊急事態措置実施期間（1月14日（木）～2月7日（日））の間における「夜間区分（18時以後の予約）」の新たな予約はできません。

なお、今後の感染状況等により、変更となる場合がありますので、予めご了承ください。

以上